令和６年第２回玉東町議会定例会会議録

令和６年６月12日玉東町議会第２回定例会を議場に招集された。

１．令和６年６月12日午前10時00分招集

２．令和６年６月14日午前９時58分開議

３．令和６年６月14日午前11時00分閉会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　玉東町議会議場

６．本日の出席議員は次のとおりである。（９名）

１番　前田大樹	２番　功刀圭一	３番　大城戸廣澄
４番　狩野勝次	６番　坂本和也	７番　林　和廣
８番　清田高広	９番　吉住貞夫	10番　松尾純久

７．本日の欠席議員は次のとおりである。（１名）

５番　坂村勇治

８．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田移津行	教育長	下地哲雄
総務課長	古閑康広	産業振興課長	清田　豊
建設課長	清田善雅	町民生活課長	上田直紹
税務課長	前田周一	企画財政課長	西浦仁敏
保健こども課長	小島隆一	会計管理者	大城戸雅昭
教育委員会事務局長	松永　敏	農業委員会事務局長	岩川康幸

９．本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬伸一	議会事務局書記	松村早苗

10．議事日程

日程第１　議案第40号　令和６年度玉東町一般会計補正予算（第１号）

日程第２　議案第41号　令和６年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第３　議案第42号　玉東町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第４　発議第２号　令和６年度玉東町議会議員所管事務調査研修の実施について

日程第５　請願・陳情の件

日程第６　閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

11．会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

６番　坂　本　和　也　　７番　林　　和　廣

開会　午前９時58分

○議長（松尾純久君）　おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１　議案第40号　令和６年度玉東町一般会計補正予算（第１号）

○議長（松尾純久君）　日程第１、議案第40号「令和６年度玉東町一般会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君）　おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議案第40号について御提案申し上げます。

予算書を１枚おめくりください。

議案第40号、令和６年度玉東町一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ874万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,532万3,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第２条（地方債の補正）地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。令和６年６月12日提出、玉東町長。

第１表、歳入歳出予算補正です。歳入、補正を行った款項の区分のみ説明いたします。

予算書は２ページ目をご覧ください。

14款、国庫支出金、２項、国庫補助金、2,587万円を追加。

15款、県支出金、２項、県補助金、10万8,000円を追加。

18款、繰入金、２項、基金繰入金、1,982万6,000円を追加。

３ページ目です。

20款、諸収入、４項、雑入、1,103万9,000円を追加。

21款、町債、１項、町債、4,810万円の減。

歳入合計、補正前の額に874万3,000円を追加し、43億2,532万3,000円といたします。

続いて、４ページ目をご覧ください。歳出です。

１款、議会費、１項、議会費、20万1,000円を追加。

２款、総務費、１項、総務管理費、574万7,000円を追加。

３款、民生費、１項、社会福祉費、8,717万1,000円を追加、２項、児童福祉費、373万1,000円を

追加。

４款、衛生費、１項、保健衛生費、1,866万1,000円を追加。

６款、農林水産業費、１項、農業費、582万2,000円を追加。

７款、商工費、１項、商工費、20万円を追加。

８款、土木費、１項、土木管理費、93万4,000円の減、5ページ目です、２項、道路橋良費、9,839万円の減、４項、都市計画費、1,700万円の減、５項、住宅費、200万円を追加。

10款、教育費、１項、教育総務費、52万7,000円を追加、２項、小学校費、31万円を追加、５項、社会教育費、12万円を追加、６項、保健体育費、57万7,000円を追加。

歳出合計、補正前の額に874万3,000円を追加し、43億2,532万3,000円といたします。

続いて６ページ目をご覧ください。

第２表、地方債補正です。今回は変更分となります。

起債の目的、道路整備事業、補正前の限度額に3,800万円を減額し、補正後の減額を5,400万円と定めます。カントリーパーク整備事業、補正前の限度額から1,010万円を減額し、1,240万円と定めます。

続いて、予算書９ページ目をご覧ください。

２、歳入です。14款、国庫支出金、２項、国庫補助金、１目、総務費国庫補助金は8,690万7,000円を追加します。説明欄です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。３款、民生費の国の定額減税に伴う低所得者支援調整給付金事業に充当いたします。３目、土木費、国庫補助金は、6,455万円を減額します。活力創出基盤総合交付金以下、補助金の内示に伴いそれぞれ減額補正をしております。５目、民生費国庫補助金、351万3,000円を追加します。地域子ども・子育て支援事業補助金は43万3,000円で、３款、民生費、子ども家庭センター事業に充当、補助率は３分の２、子ども・子育て支援事業費補助金は、こちらも３款、民生費の児童手当費に充当いたします。308万円です。

15款、県支出金、２項、県補助金、２目、民生費県補助金は10万8,000円を追加します。利用者支援事業補助金で、３款、民生費、子ども家庭センター事業のほうに充当いたします。

18款、繰入金、２項、基金繰入金、１目、財政調整基金繰入金は、1,634万6,000円を追加します。本予算の財源不足につきまして、財政調整基金を繰り入れて調整しております。12目、ふるさと納税寄附金基金繰入金は250万円を追加します。６款の農林水産業費、農業総務費のほうに充当いたします。18目、ウクライナ避難民支援基金繰入金、98万円を追加、２款、総務費のウクライナ支援事業に充当いたします。

続いて10ページ目をご覧ください。

20款、諸収入、４項、雑入、１目、雑入です。1,103万9,000円を追加、新型コロナウイルスワクチン定期接種助成金です。４款、衛生費、予防総務費に充当いたします。

21款、町債、１項、町債、５目、土木債は4,810万円の減です。１節、道路整備事業債は3,800万円の減、２節、カントリーパーク整備事業債は1,010万円の減です。それぞれ補助額の内示に伴い減額補正を行っております。

続いて11ページ目です。歳出に移っていきます。

１款、議会費、１項、議会費、１目、議会費は20万1,000円を追加しております。説明欄です。議会事務局経常経費でございまして、委託料は議会棟警備委託、新庁舎建設に伴い新たに警備委託するものです。議会棟清掃用具リースとして3,000円を計上しております。

２款、総務費、１項、総務管理費、１目、一般管理費は336万2,000円を追加いたします。一般管理費におきましては、委託料を計上しておりまして、職員接遇研修委託として44万円、職員の接遇力の向上を図るものです。児童手当制度改正に伴うシステム改修業務委託料は88万円、使用料及び賃借料は、複合機リース１台分として91万9,000円、新庁舎清掃用具リース４万3,000円です。寄附金は10万円を計上しておりまして、台湾東部沖地震災害見舞金です。熊本県町村会の依頼に対応するものです。ウクライナ支援事業は98万円を計上しております。今月１家族、お母さんと子どもの親子２人がですね、ウクライナのほうに帰国をされることとなっております。それに伴いまして、避難民帰国旅費として38万円、避難民帰国支援補助費として60万円、２名分です。一応財源につきましては、ウクライナ避難民基金から充当することとしております。３目、財産管理費は173万1,000円を追加します。委託料ですけれども、いずれも新庁舎建設に伴うものです。消防法に基づく新庁舎消防設備点検委託料が18万円、ＺＥＢ情報管理に係るビル統合システム保守委託が23万1,000円、フロン排出抑制法に基づく空調設備管理委託が132万円を計上しております。続いて、６目、企画費は65万4,000円を追加します。公園管理事業でありまして、街路灯修繕料、水質検査料、それぞれ計上しておりますけれども、年の神公園に係る分でございます。

続いて、12ページ目をご覧ください。

同じく公園管理事業でありまして、高月児童公園トイレ改修工事52万5,000円です。洋式化への改修となります。

３款、民生費、１項、社会福祉費、１目、社会福祉総務費は8,717万1,000円を追加します。説明欄です。社会福祉総務費は、要援護者支援システムリースで26万4,000円、続く〇二つにつきましては、国の定額減税に伴う低所得世帯への支援給付金事業及び調整給付金事業に関する予算を計上しているところです。説明欄です。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業は、5,563万9,000円を計上しております。時間外勤務手当等をはじめとする事務費を計上しております。そのほかに給付金システム改修委託料として30万8,000円、負担金補助及び交付金は5,500万円を計上、内訳は住民税非課税世帯給付金として4,500万円、450世帯掛けるの10万円で見積もっております。住民税均等割のみ課税世帯給付金は500万円、内訳は50世帯掛けるの10万円で見積もっております。子ども加算給付金は、対象が18歳以下の子どもが対象でありまして、100名掛けるの５万円で見積もっているところです。続いて、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付金として、総額3,126万8,000円を計上しております。時間外勤務手当の事務費をはじめ給付金システム改修委託料が79万2,000円、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付金として、総額で3,000万円を計上しております。財源につきましては、すべて物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することとしております。

続いて、13ページ目に移ります。

２項、児童福祉費、２目、児童手当費です。308万円を追加します。こちらは先般成立しました子ども・子育て支援法に伴い、児童手当システム改修委託料として308万円を計上しております。全額国庫補助となります。４目、子ども・子育て支援事業費は65万1,000円を追加、子育て包括支援システムリース料として65万1,000円です。

続いて、４款、衛生費、１項、保健衛生費、２目、予防費は1,866万1,000円を追加します。こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の定期接種への変更に伴う接種体制の整備に関する予算を計上しているところです。印刷製本費等の事務費をそれぞれ計上しております。そして新型コロナウイルスワクチン定期接種委託料として1,755万6,000円を計上しております。こちらは１人当たりのワクチン接種費用１万5,300円から個人負担2,100円を控除した接種費用１万3,200円に想定人数を乗じた見積額を計上しているところです。続いて負担金補助及び交付金ですけれども、新型コロナウイルスワクチン接種公費負担分３万4,000円です。こちらは生活保護世帯の方の個人負担分2,100円を公費で負担するものです。そして新型コロナウイルスワクチン任意接種分82万4,000円につきましては、中学生以下の子どもを対象とした任意接種分でありまして、接種費用の７割を補助するものです。財源につきましては、新型コロナウイルスワクチン定期接種助成金と一般財源を充てております。

続いて６款、農林水産業費、１項、農業費、４目、農業総務費は500万円を追加します。農業機械等整備補助でありまして、申請件数が想定よりも多くなることが見込まれることから、500万円を増額補正するものであります。５目、農業振興費は82万2,000円を追加、農産品加工センター運営事業として、会計年度任用職員の人件費１名分の追加、それから人・農地プラン作成事業は、通信運搬費15万7,000円を追加しているところです。

続いて14ページ目です。

７款、商工費、１項、商工費、１目、商工業振興費は20万円を追加します。熊本連携中枢都市圏合同就職説明会の負担金です。

８款、土木費、１項、土木管理費、１目、土木総務費は93万4,000円の減となります。戸建て住宅耐震改修等補助でありまして、補助額の内示に伴い減額補正をしております。続いて２項、道路橋梁費、２目、道路新設改良費は9,839万円の減、道路新設改良補助事業でありまして、工事請負費、土地購入費、補償費それぞれ減額をしております。こちらも補助額の内示に伴い減額補正をしております。続いて４項、都市計画費、１目、公園費、1,700万円の減となります。カントリーパーク整備事業でありまして、工事請負費の減です。こちらも補助額の内示に伴い減額補正しております。

15ページ目です。５項、住宅費、１目、住宅管理費は200万円を追加しております。こちらは木葉駅前ＰＦＩ住宅整備住宅事業でありまして、アベニール木葉に係る防雨防風スクリーン設置工事として200万円を追加しております。

続いて10款、教育費、１項、教育総務費、２目、学校教育費は52万7,000円を追加します。授業用パソコンリカバリーとして29万7,000円、校務用パソコンメモリー増設として23万円、いずれも小中学校の学びの環境の向上を図るものであります。続いて２項、小学校費、５目、学校施設整

備費は31万を追加します。山北小学校冷水機設置工事分です。５項、社会教育費、１目、社会教育総務費は12万円を追加、会計年度任用職員の通勤手当分です。６項、保健体育費、２目、体育施設費は57万7,000円を追加します。町営グラウンド西側トイレの改修工事分です。洋式化への改修となります。

以上、御提案申し上げます。御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾純久君）　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

２番、功刀圭一君。

○２番（功刀圭一君）　皆さん、おはようございます。

資料の13ページをお願いいたします。

２項、児童福祉費の２目、児童手当費のところの説明欄のところで、まず児童手当制度改正に伴うというところで、新しく制度が変わるだろうと思うんですけれども、どのように児童手当が変わるのかお聞きできたらと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君）　保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君）　２番、功刀議員の質問にお答えいたします。

まず、今回制度改正されました児童手当、令和６年10月実施となっております。まずですね、児童手当の現状を確認したいと思います。現状では、０歳から２歳が月額１万5,000円、３歳から小学生が月額１万円、中学生が月額１万円の支給となっています。また、第３子以降は、３歳から小学生の期間においては、月額１万5,000円の支給となっていること。それから、所得制限が設けられていることが現状の児童手当の内容でございます。

今回拡充される児童手当は、まず所得制限を撤廃、現在０歳から中学生までの支給対象を、高校生年代に延長し、第３子以降については、期間を限定せず月額３万円に倍増することになります。また、現状６月、10月、２月の年３回の支給月を偶数月の年６回と変更になります。制度改正後の拡充後の最初の支給は、令和６年10月、11月分を12月に支給する予定となっております。

以上です。

○議長（松尾純久君）　２番、功刀圭一君。

○２番（功刀圭一君）　ありがとうございます。

かなりちょっとすごいなあてちょっと聞いててですね、思うんですけれども、あと一つ、今までは４か月に１回の支給が３回児童手当というのだったと思うんですけど、今回は２か月に１回の６回というところでなるのと、あと一つちょっとお聞きしたいのが、第３子が月額３万円もらえるということに月々なっているんですけれども、その第３子は第１子の長男さん長女さんがここを抜けたらもう外れちゃうんでしょうか。２子になるんですかね、そこのところはいつまでが第３子と認められるかというのまでは分かりますか。

○議長（松尾純久君）　しばらくお待ちください。

保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君）　功刀議員の御質問にお答えいたします。

第１子のお子さんが大学を卒業されたら、第２子になられますので、長男さんの大学卒業を境に変わってきます。

○議長（松尾純久君）　２番、功刀圭一君。

○２番（功刀圭一君）　ありがとうございました。

第１子の方が大学を卒業したら第３子の方は２子という扱いになるということで了解しました。我々子育て世代におきましては、やっぱりこういう児童手当というのは非常に助かるところで、なかなかこの児童手当を貯蓄にまわそうと思っても、それはなかなか、やっぱりどうしても生活費のほうにまわしてしまいがちですので、やっぱりこうやって第３子のところ、玉東町は第３子といったら結構多くおられるんじゃないかなと思いますので、非常に助かります。

本当にありがとうございます。終わります。

○議長（松尾純久君）　２番、功刀圭一君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

４番、狩野勝次君。

○４番（狩野勝次君）　それでは13ページをお願いします。

４款、衛生費、１項、保健衛生費、２目、予備費、節でいきますと18節の負担金補助及び交付金、その中のですね、説明欄の一番下の82万4,000円の補助金が、今の説明で中学生以下７割の補助金という説明でしたけど、高校生には補助金は出ないのか、伺います。

それとですね、続きまして次の14ページの８款、土木費、２項、道路橋梁費、２目、道路新設改良費、その節でいきますと21節ですね、補償及び賠償金、あ、それじゃないです、これは訂正します。説明で道路新設改良補助金事業がこの減額になった理由等を伺います。相当大きな減額になっていますので、今後町のほうでどうされるのかですね、この意向を伺います。

○議長（松尾純久君）　保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君）　４番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

御質問は任意接種についての御質問でしたけれども、高校生までは対象ではないのかということですが、この任意接種については、中学３年生以下を対象としておりますので、高校生は対象となりません。

○議長（松尾純久君）　建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君）　４番、狩野議員の質問にお答えします。

今回国の補助金が減額になった理由としましては、先ほど最初の説明でありましたように、国からの内示によりまして、内定によりましてこの金額というふうに決まりましたので、その分で減額になっております。それは全国的に国から配分がありますので、それに併せてということになっております。

そして今後なんですけれども、一応この分に関しては、来年度継続的に要望していくことになっていきます。それからあと、またですね、国によって補正に、追加がですね、追加要望がありますので、それに乗ればですね、追加して要望していきたいと思っております。

以上になります。

○議長（松尾純久君）　４番、狩野勝次君。

○４番（狩野勝次君）　それでは、保健こども課長に伺います。これは国の制度でこの補助金制度と思うんですけど、町独自では高校生には補助金として出せないでしょうか。

○議長（松尾純久君）　町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君）　４番、狩野議員の質問にお答えします。

高校生まで医療費は無料にしていますけど、コロナワクチンは国の制度にのっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君）　４番、狩野勝次君。

○４番（狩野勝次君）　分かりました。じゃあもう国の制度に則った条項で、町からの補助金も出ないということですね。

続きまして、14ページの道路新設改良補助事業の件ですけど、来年度また減額分を申請されるということで、来年度でまたこれが減額されたらまた再来年度に申請をされるわけですか。

○議長（松尾純久君）　町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君）　４番、狩野議員の質問にお答えします。

この要望はずっとやっていきますけど、突発的な国においては事故があるわけですね、今年は能登半島、こういうのがあるとね、特別にそこに金をまわさないかん、そういうことがなければね、予定どおりいくんだけど、そういう突発的なことがあったらこの減額ということになりますから、補助が切られると。町としては要望を続けていくと、計画どおりしていくと、その中で国に余裕があったときはちゃんと認めてくれると。補正予算なんかでも認めてくれる場合があります。そのときはまた上程しますのでよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君）　４番、狩野勝次君。

○４番（狩野勝次君）　はい、分かりました。以上で終わります。

○議長（松尾純久君）　４番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

９番、吉住貞夫君。

○９番（吉住貞夫君）　13ページです。２款、衛生費のところで、２目の予防費、そして予防総務費のところで３行目の新型コロナウイルスワクチン定期接種委託料ということで1,755万6,000円という計上をされております。今、狩野議員が高校生はというようなところを言われましたので質問するんですけど、定期接種委託料の中で、さっき西浦課長のほうの説明の中では、2,300円が１人当たり負担というふうに言われたと思いますけど、そうですかね、そこをちょっともういっぺんお願いします。

○議長（松尾純久君）　保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君）　吉住議員の御質問にお答えいたします。

個人負担については2,100円の負担となります。

以上です。

○議長（松尾純久君）　９番、吉住貞夫君。

○９番（吉住貞夫君）　そういうことで高校生以上ということですよね、結局、高校生もその2,100円が負担ということですね、受けるなら。

○議長（松尾純久君）　保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君）　吉住議員の御質問にお答えいたします。

この定期接種というのは65歳以上の高齢者の方への定期接種費用2,100円接種費用となりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君）　９番、吉住貞夫君。

○９番（吉住貞夫君）　ということは、高校生から64歳までの間は今のところ補助はないということね、はい、分かりました。

○議長（松尾純久君）　９番、吉住貞夫君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

７番、林和廣君。

○７番（林　和廣君）　15ページ、一番上の説明欄の木葉駅前ＰＦＩ住宅事業防風スクリーン設置工事200万、これは住んでおられる方の要望による設置工事なんでしょうか。

○議長（松尾純久君）　建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君）　７番、林議員の質問にお答えします。

この場所はですね、７階から12階までのエレベーターホールのほうになりまして、住民の方からの要望になります。

以上です。

○議長（松尾純久君）　７番、林和廣君。

○７番（林　和廣君）　それ以上は全世帯、スクリーンをどういう形でするんでしょうか。

○議長（松尾純久君）　建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君）　７番、林議員の質問にお答えします。

７階から12階の全部のエリアじゃなくてですね、エレベーターホールだけの５メーター分を設置します。エレベーターホールで待っているときに雨風が入り込まないようにということで設置を計画しております。

以上です。

○議長（松尾純久君）　７番、林和廣君。

○７番（林　和廣君）　風の音がひどいんでしょうか、それとも圧力があるという、苦情でシツというのはどういうのでしょうか。

○議長（松尾純久君）　建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君）　７番、林議員の質問にお答えします。

入ってくる雨がですね、特にひどいということで、待っているときに雨に濡れるということか

ら要望がありましたので計画しております。

以上になります。

○議長（松尾純久君）　７番、林和廣君。

○７番（林　和廣君）　熊本市内で仕事をするときにですね、ネットを張ってあるところがあるんですよね、それは飛び降りなんかの危険性もあるんだけど、鳥が飛び込んでくるとかという話なんですけど、そういう意見は今のところ出ていないんですか。

○議長（松尾純久君）　建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君）　特にその話は伺っておりません。

以上です。

○議長（松尾純久君）　７番、林和廣君。

○７番（林　和廣君）　住民の声にすぐ対応されたのはいいんでしょうけれども、そういう意見を出せる機会というのは逐次やっておられるんですか、それともなんか聞き取りでやられているんですか。

○議長（松尾純久君）　建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君）　特段聞き取りまではしていないんですけれども、そこの駐車場とかですね、管理に行くときに話を伺ったりとか、そういう行動はしております。

以上です。

○議長（松尾純久君）　７番、林和廣君。

○７番（林　和廣君）　たまに部屋が空いたという情報が入ってきますけれども、よければね、もう２、３年になるから定期的というか、全住民の方に、町長への直行便じゃないないんだけど、意見を求めて住みやすいマンションになさったほうがいいと思いますけれども、そういう考えはあられませんか。

○議長（松尾純久君）　町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君）　７番、林議員の質問にお答えします。

町長直行便というのがありますから、そこで意見を言ってもらうといいです。それと地区懇談会も毎年やっていますから、その中で意見を申されるといいと。それと今、建設課長が言いましたように、点検に行ったときいろんな意見を申されるといいわけですので、特別にね、個人個人に聞き取り調査、そういうことはしません。

以上です。

○議長（松尾純久君）　７番、林和廣君。

○７番（林　和廣君）　あえて意見を求めると聞きたくない意見も出てくるから、の考えもあるやもしれません。ただ私としてはね、あそこが非常に住みやすいんだという住民からのＰＲがほしいなあと思っているのでそういうことを求めたんです。取りあえずは質問を終わります。

○議長（松尾純久君）　７番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

６番、坂本和也君。

○６番（坂本和也君）　13ページをお開きください。

一番下の農林水産業費のですね、農業機械の補助金500万円ですね、この中身をよろしくお願いします。それとですね、14ページの一番下の土木費、カントリーパーク整備事業、この事業の中身をですね、もう少し詳しくお願いします。

○議長（松尾純久君）　産業振興課長、清田　豊君。

○産業振興課長（清田　豊君）　６番、坂本議員の質問にお答えします。

こちらは当初にですね、認定農家に対する機械の補助を当初組んでいたところでありますけど、この予算のほうがですね、初日に７件の認定農家の方からですね、申請がありまして、残りが68万7,000円になっております。そこで今回、今年初年度ですので、認定農家さんにですね、まだ機械のほうを購入があればですね、使ってほしいというところで追加の予算を要望しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君）　建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君）　６番、坂本議員の質問にお答えします。

土木費、公園費のカントリーパーク事業の今年度の中身ですけれども、半高山の展望所のところにトイレと駐車場を整備する計画になっております。

以上になります。

○議長（松尾純久君）　６番、坂本和也君。

○６番（坂本和也君）　農業の機械の補助金なんですが、この３月にですね、坂村議員のほうからですね、この件に関しては、以前断っとった人もですね、再度チャンスを与えるべきじゃないだろうということを言われました。そういう人も応募されていますかね、ちょっとそのへんを。

○議長（松尾純久君）　産業振興課長、清田　豊君。

○産業振興課長（清田　豊君）　以前応募された方がどなたかはちょっと存じないんですけど、今回新たに応募されたら受け付けはしていますので、どなたが応募されているかちょっと確認はできてないところであります。

○議長（松尾純久君）　６番、坂本和也君。

○６番（坂本和也君）　以前ですね、県あたりの補助金を申請しとって、もう要らないというふうに言ったときにですね、その機械はちょっと費用が高すぎて、自分の支払い分が非常に大きいので断りますていうふうに言った人はですね、なかなか補助金を２回目をもらえないということで坂村議員が言われました。町長もですね、そういうことだったら再度そうことはですね、できるようにしますということで言われましたので、是非ですね、やはりそういうことは宣伝してですね、農業もですね、非常に経費が今かかって大変です。是非ですね、そういう資金というか、こういうのがありますよということをですね、是非認定農家の方にはお知らせください。中身的にはどういう機械が多いですか。

○議長（松尾純久君）　産業振興課長、清田　豊君。

○産業振興課長（清田　豊君）　今回機械の申請で７名の方は、スピードスプレヤーのほう、Ｓ

Ｓが３件とハウスの加温機が１名と、アタッチメントですかね、トラクターのアタッチメントが２件と乗用草刈機が１件申し込みがあっております。

○議長（松尾純久君）　６番、坂本和也君。

○６番（坂本和也君）　やはり高価な品物ですので、補助金があると非常に助かります。窓口あたりにもですね、今度また新しくこういう補助金の金がつきましたということをですね、是非知らせるようなチラシでも置いてもらえば助かりますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君）　産業振興課長、清田　豊君。

○産業振興課長（清田　豊君）　窓口のほうにも置いていますし、今度また認定農家さんのほうにはですね、チラシのほうを入れてまた再度お知らせはしたいと思っております。

○議長（松尾純久君）　６番、坂本和也君。

○６番（坂本和也君）　是非よろしくお願いします。

それとですね、カントリーパーク事業で一番上のトイレなんですが、これは建設課長がですね、３月の答弁の中で、あと２年ぐらいで確か西南の役が150年か、ということを言われましたが、150年に併せてですね、この事業が完成するのか、ちょっとそのへんの展望をお聞きします。

○議長（松尾純久君）　建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君）　６番、坂本議員の質問にお答えします。

令和８年の３月にですね、150周年ということで伺っていますので、半高山の整備はそれまでに終わらせたいというところで、カントリーパーク事業として終わらせたいと思っております。

以上になります。

○議長（松尾純久君）　６番、坂本和也君。

○６番（坂本和也君）　やはり国からお金をもらってこなければならないのでですね、是非そういう150年に向けてのこういうやつを計画しろとか、そういうやつをですね、文化庁の管轄と思いますが、是非発信してですね、８年度までにはですね、この工事も終わるようにですね、是非やってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君）　建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君）　今ですね、国のほうに毎年要望している中では、その150周年までに終わらせたいので、その分で予算配分をお願いしますということで、毎年要望しております。

以上です。

○議長（松尾純久君）　６番、坂本和也君。

○６番（坂本和也君）　是非ですね、来年度はできるように頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君）　６番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君）　これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君）　異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩　午前10時45分

再開　午前11時00分

○議長（松尾純久君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第２　議案第41号　令和６年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（松尾純久君）　日程第２、議案第41号「令和６年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君）　議案第41号について御提案いたします。

１枚目をお開きください。１枚目の裏です。

議案第41号、令和６年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億9,681万4,000円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。令和６年６月12日提出、玉東町長。

１ページです。

第１表、歳入歳出予算補正、補正のある項目のみ読み上げます。

歳入、３款、国庫支出金、１項、国庫補助金、281万6,000円を追加。

最後の行です。歳入合計、補正前の額に281万6,000円を追加し、６億9,681万4,000円といたします。

次の２ページをお願いします。

歳出、１款、総務費、１項、総務管理費、281万6,000円を追加。

３ページをお願いします。

３ページの一番最後の行です。歳出合計、補正前の額に281万6,000円を追加し、６億9,681万4,000円といたします。

６ページをお願いします。

２、歳入、３款、国庫支出金、１項、国庫補助金、11目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、281万6,000円を追加します。この補助金は、本年12月２日より施行されますマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う国民健康保険のシステム整備費に係る補助金で、全額国の補助でございます。

次のページ、７ページをお願いします。

３、歳出、１款、総務費、１項、総務管理費、１目、一般管理費、281万6,000円の追加でございます。節の12節、委託料で、電算事務委託料の計上でございます。この委託料は歳入で説明しましたとおり、マイナンバーカード等健康保険証の一体化に向けた国保システムの改修業務の委託で、町長の提案理由でもありましたマイナ保険証移行に向けた対応として、資格情報の交付機能等を追加及び改修するものです。

以上、御提案申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君）　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

９番、吉住貞夫君。

○９番（吉住貞夫君）　７ページの歳出の１款、総務費、１目、一般管理費の電算事務委託料の中での今回の予算が、マイナンバーカードに国保の保険証を入れ込むための電算料ということですけれども、マイナンバーカードに国保の保険証を入れ込むやり方があまり、実際あっていますよね、もう現在既に、そのやり方がちょっとはっきり分からないんですけれども、そこをちょっと教えてほしいんですけど。

○議長（松尾純久君）　町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君）　マイナンバーカードへの健康保険証のやり方というところは、紐付け作業というのがありまして、マイナポータルで御自身でログインしてするやり方もありますし、役場の町民生活課の窓口でパソコンがありますので、そこでマイナンバーカードを持ってきていただけたら、紐付け作業を職員がお手伝いできるというところになります。

以上です。

○議長（松尾純久君）　９番、吉住貞夫君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

８番、清田高広君。

○８番（清田高広君）　この社会保障番号制度システム整備補助金ですけれども、これマイナンバーカードが保険証紐付け、最終的になるんですけど、今現在どれくらいの人数の方がされているのかどうかということを、分かっている分だけでも教えていただければと思いますのでお願いします。

○議長（松尾純久君）　町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君）　８番、清田議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの取得率については、ちょっと把握はしております。大体80％の方が取得されておりまして、健康保険証への紐付けのほうは、一応国からのほうの資料としてももらっておらないので、そこあたりは把握できておりません。医療機関へのマイナ保険証での受診という感じでいいますと、５％ぐらいの方がそのマイナ保険証で今現在受診しておられるという状況は、日本全国での平均でございまして、町としてはまだ把握できておりません。

以上です。

○議長（松尾純久君）　８番、清田高広君。

○８番（清田高広君）　多分どれくらいかまだ把握ができていないということみたいなので、一応この補正の予算とは関係ないけど、関連するという形で質問させていただいたんですが、●●●最終的には要するにマイナンバーカードと保険証というのは一体化となるというのは今の流れですし、今年度中には終わらなくてはいけないかな、というかそれを目標にしてやるんだろうとは思うんですけど、いまひとつ町民の方にそのへんの、何ていうかな、変わるんだということはあるかもしれんけど、それを、先ほどの吉住議員の質問と同じあれになるんですけれども、変えなくてはいけないという気持ちはあっても、それをどうしてというか、まあいいかという感じで全然何もされていない方が多いのかなと思うので、ちょっとそのへんの周知といいますか、そのことに関してどういうやり方をされるのかお聞きします。

○議長（松尾純久君）　町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君）　８番、清田議員の御質問にお答えいたします。

本年12月２日から現行の健康保険証を廃止というところは決まっております。通常の国保の被保険者証と後期の保険証は、毎年８月に更新が迎えられますので、７月中に各家庭に保険証のほうは今年度も発送いたしまして、その保険証は有効期限、来年の７月末までは使えるというところが１点あります。12月２日からはその保険証が発行できないという形になりますので、新たに国保の被保険者になられた方あたりとか、後期の保険証になられた方は、マイナンバーカードを持たない方は資格者証というものを発送することになっておりますので、それも１年の有効期限というところで、絶対マイナンバーカードが必要であるとは言い切れないんですけど、紙の資格者証での受診ができるというところが今の現状です。

○議長（松尾純久君）　８番、清田高広君。

○８番（清田高広君）　そのへんの説明はですね、ホームページに確か載っていたような気はするし、またほかのことでも周知がなされているようですけれども、なかなか進んでいないような気がするのでですね、そのへんは工夫しなくちゃいけないかなというふうなことがあるので、ちょっとそのへんのこともひと言お願いします。

○議長（松尾純久君）　町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君）　清田議員の御質問に、周知のほうがちょっと私、答弁抜けておりましたので、周知のほうはですね、来月の７月中に発送する保険証と同封しまして、一応パンフレットあたりを入れて周知をするというところを今、準備を進めているところです。またホー

ムページ等でも掲載していきたいと思います。

以上です。

８番、清田高広君。

○８番（清田高広君）　行き届けば非常に便利なシステムかなと思うので、そのへんの周知、そして切り替えが早く終わるように努力のほうをお願いしておきます。

以上です。

○議長（松尾純久君）　８番、清田高広君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君）　これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君）　異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

日程第３　議案第42号　玉東町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（松尾純久君）　日程第３、議案第42号「玉東町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君）　議案第42号、玉東町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

玉東町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第３項の規定により議会の同意を求める。令和６年６月12日提出、玉東町長。

住所、熊本県玉名郡玉東町大字■■■■■■■■■、氏名、■■■■。生年月日、■■■■年■■月■■日。

提案理由、玉東町固定資産評価審査委員会委員、高山善智氏の任期が、令和６年９月20日をもって満了となるため、新任として議会の同意を求めるものであります。

吉田博喜君は、玉東町職員として長らく在職しておりましたので、私が説明するまでもないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君）　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君）　異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、原案のとおり同意されました。

日程第４　発議第２号　令和６年度玉東町議会議員所管事務調査研修の実施について

○議長（松尾純久君）　日程第４、発議第２号「令和６年度玉東町議会議員所管事務調査研修の実施について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

９番、吉住貞夫君。

○９番（吉住貞夫君）　この件について、提出者の坂村議員が今日は欠席ということで、賛成者である私が説明いたします。

発議第２号、令和６年度玉東町議会議員所管事務調査研修の実施について。

上記の議案を別紙のとおり、玉東町議会会議規則第14条の規定により提出します。令和６年６月12日提出、提出者、玉東町議会議員、坂村勇治。賛成者、玉東町議会議員、吉住貞夫。

玉東町議会議長、松尾純久様。

２枚目、このことについては、先の全員協議会において話し合いを持って、皆さん、十分理解されていると思いますので、あとは内容は読んでいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第２号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君）　異議なしと認めます。したがって、発議第２号は、原案のとおり可決されました。

日程第５　請願、陳情の件

○議長（松尾純久君）　日程第５、請願、陳情の件を議題とします。

陳情第１号「ガザ地区の即時停戦のため、積極的外交を政府に要求する意見書提出を求める陳情書」が提出されております。

お諮りします。私たち町の議員は、町民から提出されたものを審議するのが本来の役目と存じております。先の話し合いで、町民以外からの請願、陳情は配付のみと決定しております。

したがって、陳情第１号は配付のみにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君）　異議なしと認めます。したがって、陳情第１号は、配付のみということに決定しました。

日程第６　閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

○議長（松尾純久君）　日程第６、閉会中の継続調査の申出書の件を議題とします。

議会運営委員長、総務経済建設常任委員会委員長、厚生文教税務常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査についての申出がありました。

お諮りします。本件については、それぞれ申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君）　異議なしと認めます。したがって、本件については、申出のとおり閉会中の継続調査することに決定しました。

以上で本日の日程及び会期日程のすべてを終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって、令和６年第２回玉東町議会定例会を閉会します。

起立、お疲れさまでした。

閉会　午前11時00分